

居住ニーズやライフステージに 応じた多様な住まい・住まい方の 実現について

—多世代・地域交流型住宅の供給—

子育て世帯の住まいの課題

子育て世帯の住まいの目指すべき方向 【論点】

ハード 子育てする上で安心・安全な構造や設備等を備えた住宅

ソフト 地域の中での安心して子育てできる環境づくり
(コミュニティとのつながり、近居・同居の家族の助け、
子育て支援サービス、安全な遊び場の確保 等)

(女性の社会進出、ダブルケアにより)『みんなで育てる』⇒ サービス・似た者同士
・他の世代

多様な住まい・住まい方



重点的に議論
『多世代居住・交流』

持ち家

借家

住
ま
い

- 子育てに適した構造や設備を有した住宅の基準づくり
- 持ち家取得のための資金の確保
- 中古住宅を活用した低廉な子育て世帯向けの住宅の供給
- 住替え希望者への情報提供

《民間賃貸住宅》

- 子育てに適した住宅の基準づくり
- 空家を活用した賃貸住宅の供給
- 入居希望者への居住支援

《公営住宅・公的賃貸住宅》

- バリアフリー化
- 耐震化・長寿命化
- コミュニティバランスへの配慮

住
ま
い
方

- あんしん・安全な住環境整備とコミュニティの創出
- 住まいと近接した子育て支援サービス等の確保

持ち家

住まい

- 地域子育て応援マンション
- 大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請
- 高齢者住替え促進事業

借家

《民間賃貸住宅》

- 地域子育て応援マンション
- 民間賃貸住宅あんしん入居事業

《公営住宅・公的賃貸住宅》

- 市営住宅の供給、倍率優遇等による入居支援
- 子育て地優賃の供給
- ヨコハマ・りぶいんの供給
- 母子生活支援施設の運営

住まい方

- よこはま多世代・地域交流型住宅
- 子育て優賃と高優賃の合築
- 身近な場所での情報提供・相談連携
- 横浜子育てサポートシステム
- ヘルパーの派遣事業（家庭生活支援員事業、育児支援家庭訪問事業、養育支援家庭訪問事業）
- 福祉のまちづくり条例

高齢者世帯の住まいの課題

高齢者世帯の住まいの目指すべき方向 【論点】

- ハード** 自立生活や将来の介護等に備えたバリアフリー化
- ソフト** 地域の中でのいきいきとした生活や活動の確保
(健康・介護・医療の福祉サービスや生活支援サービス、コミュニティとのつながり、人との出あいや家族との触れあい、生きがい就労など)

多様な住まい・住まい方



重点的に議論
『多世代居住・交流』

持ち家

借家

住まい

- 《居住継続する場合》
 - バリアフリー化
 - 耐震化・長寿命化
 - リフォーム(居住性の向上、二世帯居住等)
 - 生活資金の確保(リバモゲの活用)
- 《住替えする場合》
 - 住替え先の情報提供
 - 生活資金の確保(持ち家の賃貸や売買)

- 《民間賃貸住宅》
 - バリアフリー化
 - 入居支援・居住支援
- 《サ付住宅》
 - サービスの質の向上
- 《公営住宅・公的賃貸住宅》
 - バリアフリー化、耐震・長寿命化
 - コミュニティバランスへの配慮

住まい方

- 地域包括ケアシステムの構築
- 子世帯との近居・同居による多世代交流
- 高齢者人口や生産年齢人口など、人口構造の変化を踏まえた住宅施策 等

持ち家

住
ま
い

- 《居住継続する場合》
 - マンション・バリアフリー化支援事業
 - 高齢者等住環境整備事業
- 《住替えする場合》
 - 高齢者住替え促進事業

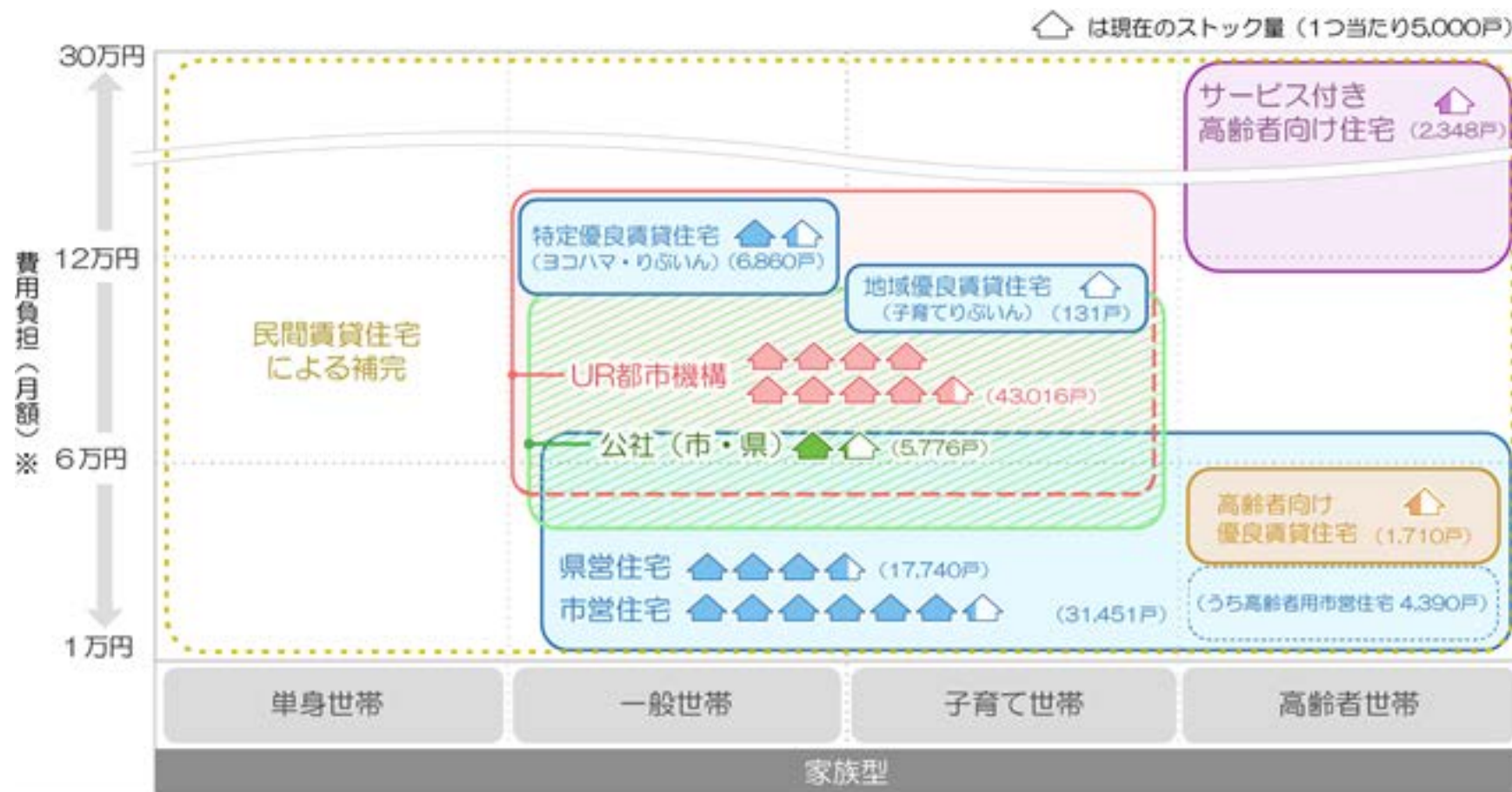
借家

住
ま
い
方

- 《民間賃貸住宅》
 - 民間賃貸住宅あんしん入居事業
 - 終身建物賃貸借制度の運用・普及
- 《サ付住宅》
 - 供給誘導策の検討、質の向上
- 《公営住宅・公的賃貸住宅》
 - 市営住宅の供給、倍率優遇等による入居支援、バリアフリー化
 - 高優賃の供給
 - 特別養護老人ホームの整備
- 《高齢者施設》老人ホーム等の整備

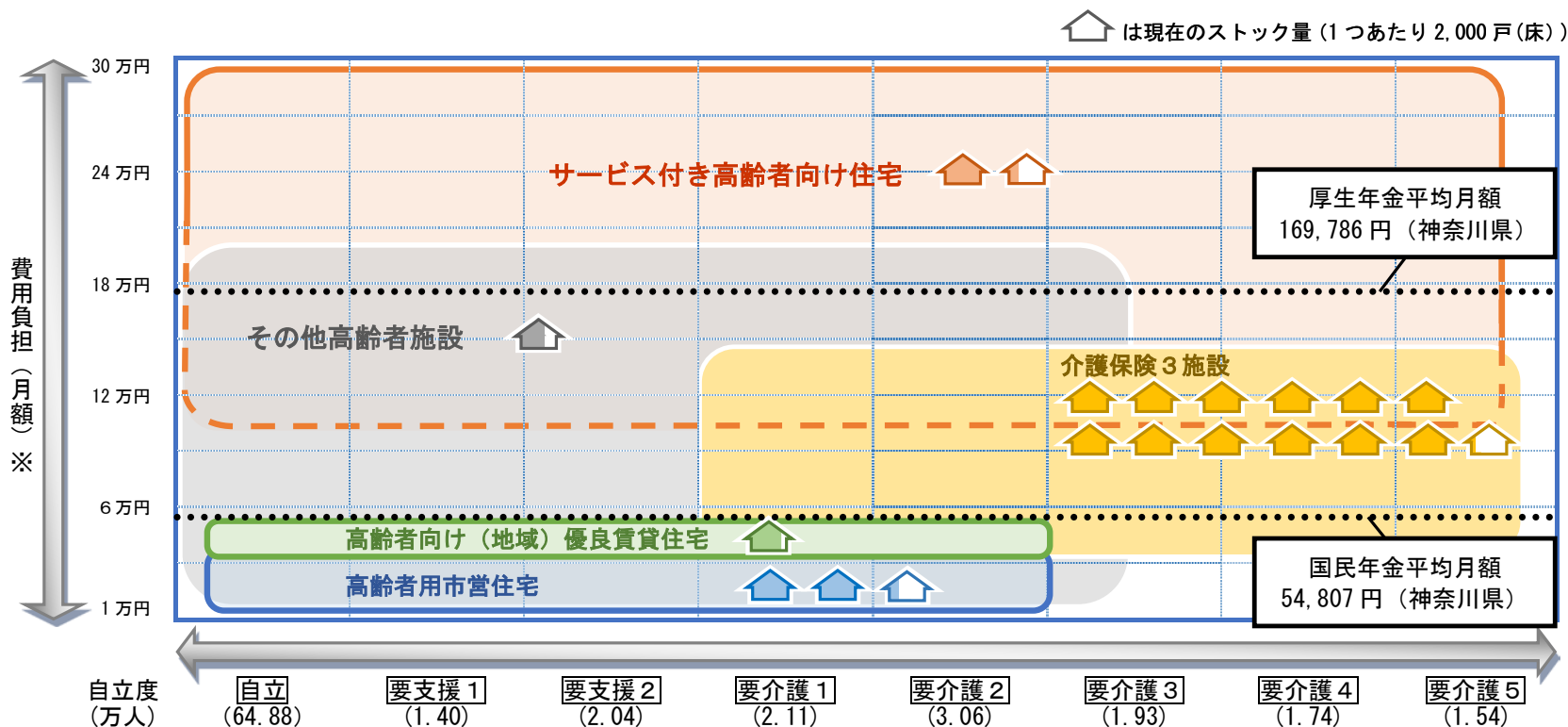
- 地域包括ケアの推進
- よこはま多世代・地域交流型住宅
- 子育て優賃と高優賃の合築
- 身近な場所での情報提供・相談連携
- 民間賃貸住宅あんしん入居事業【再掲】
- 既存公的賃貸住宅団地における生活支援策の検討、生活援助員派遣事業 等

公的賃貸住宅の対応範囲



※費用負担は実際の家賃額から主要な範囲を表示。

高齢者住宅の対応範囲



※ 縦軸は、高年齢用市営住宅は「月額家賃」、高賃貸は「収入分位 10%以下の平均入居者負担額」、サ高住は「食事サービス等を含めた家賃総額」であり、各住宅に居住する世帯の 9 割程度が該当する範囲を示している。なお、老人福祉施設、介護保険 3 施設は月額利用料金の目安である。

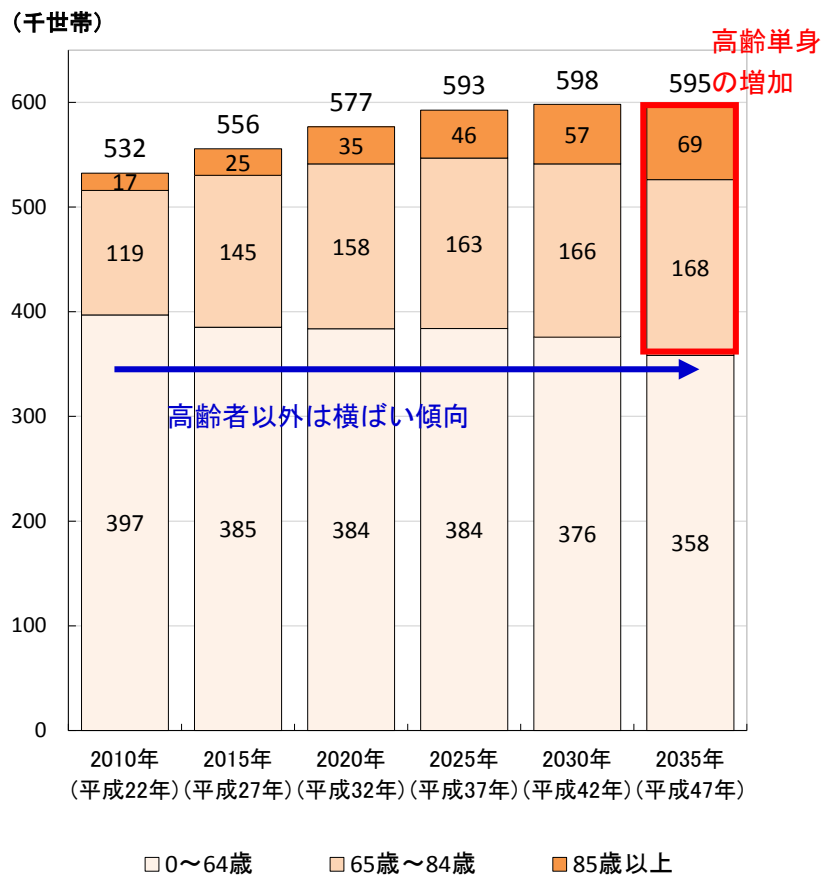
年金平均月額：厚生労働省 平成 25 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況より
要介護認定者数：平成 25 年 9 月末現在

多様な住宅種別、選択肢の拡大の必要性

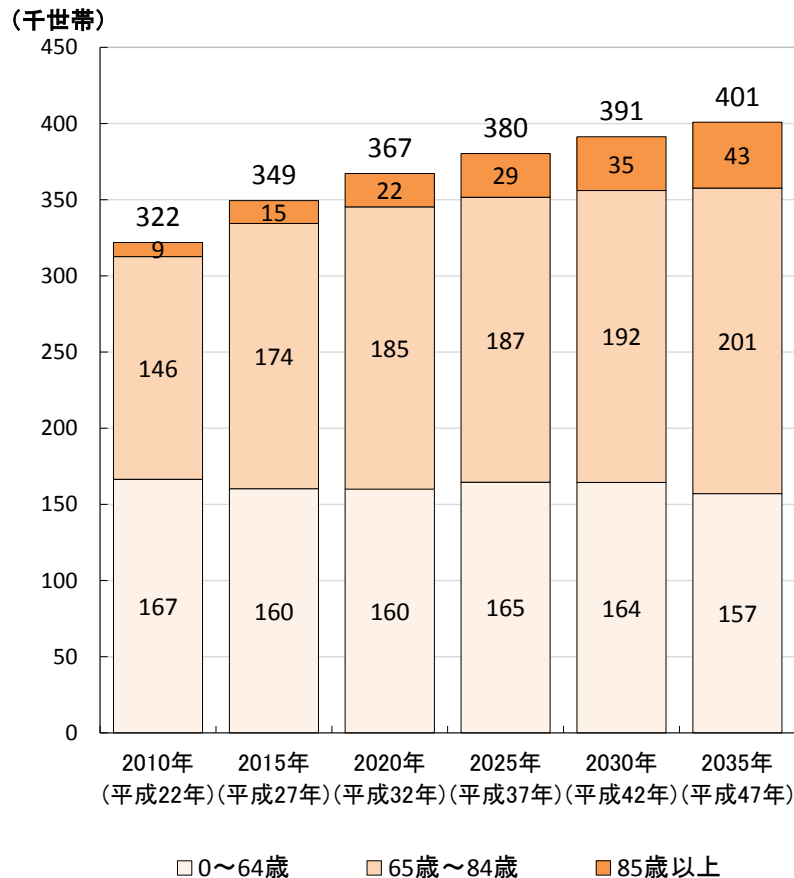
【現状と課題】

市内の高齢単身・夫婦世帯は急増している。

単身世帯の年齢別世帯数の推計(横浜市)



夫婦のみ世帯の年齢別世帯数の推移(横浜市)



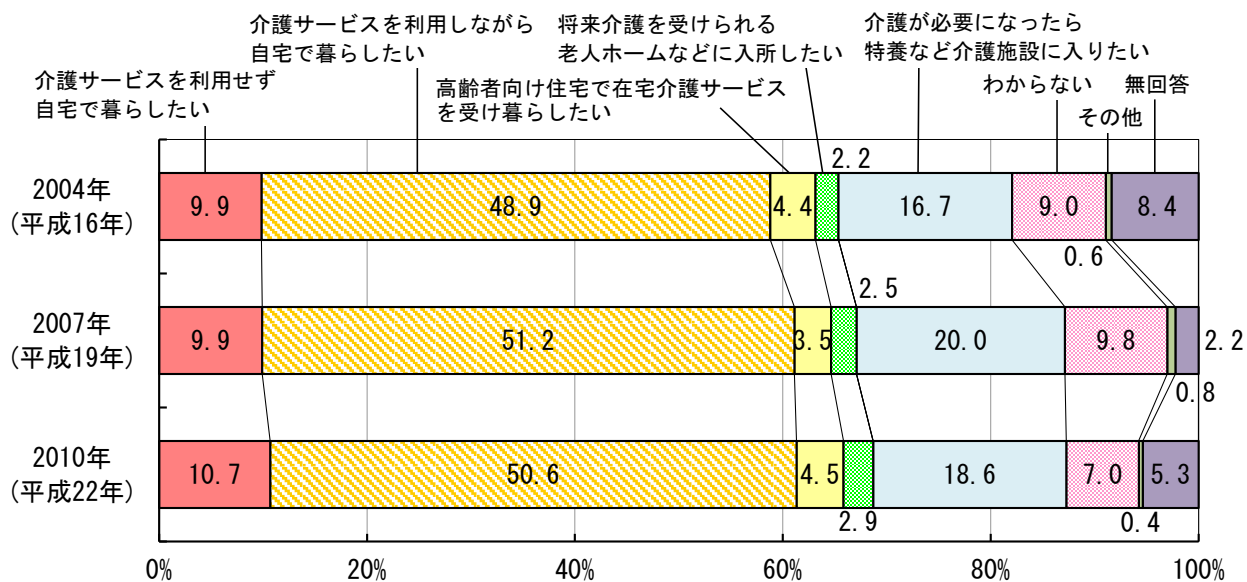
出典:横浜市将来人口推計

多様な住宅種別、選択肢の拡大の必要性

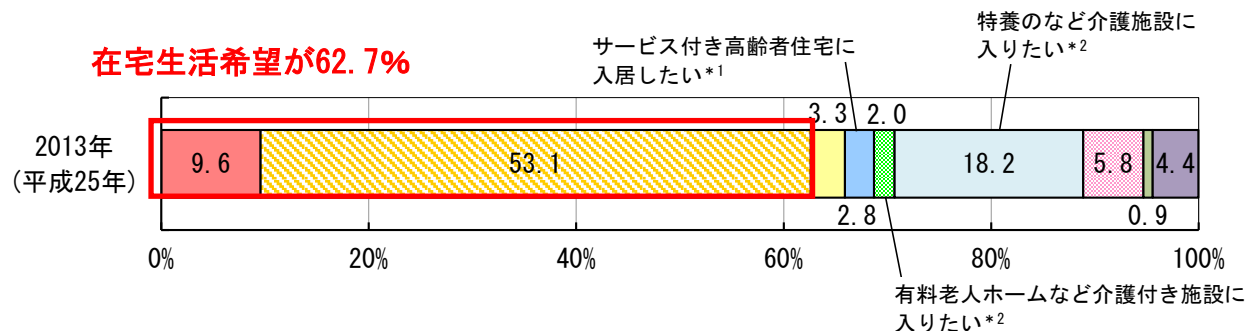
【現状と課題】

「介護施設等に入所するよりも、なるべく自宅で暮らし続けたい」という意向を持つ方は60%を超えており、在宅生活への根強い意向あり。

介護サービスと住まいに対する考え方の状況(横浜市)



在宅生活希望が62.7%



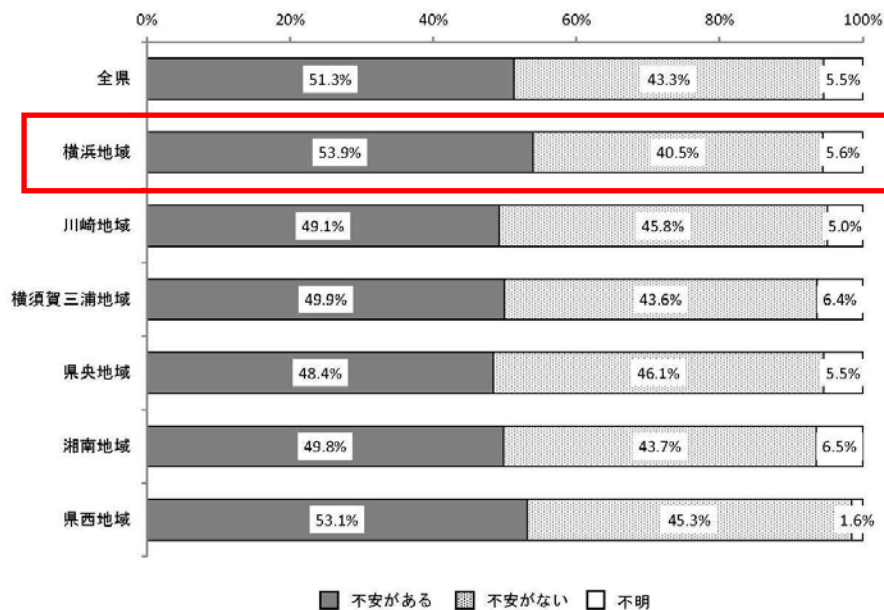
出典:横浜市高齢者実態調査

多様な住宅種別、選択肢の拡大の必要性

【現状と課題】

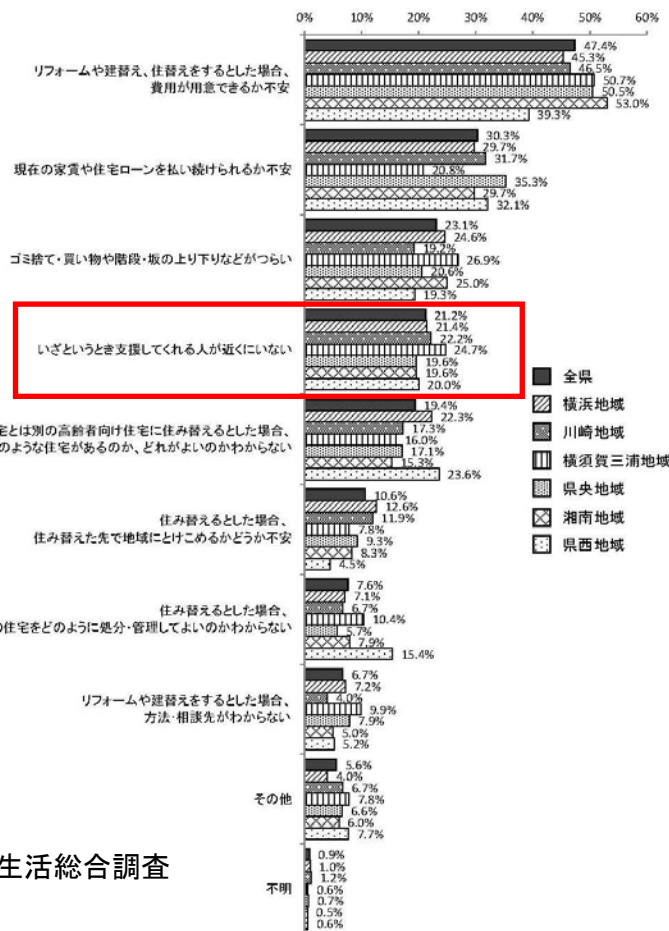
半数以上が高齢者になった時の住まいへの不安を抱いている。
21.4%は「いざというとき支援してくれる人が近くにいない」を挙げている。

高齢者になった時の住まいへの不安について(横浜市)



図Ⅱ-2-1-1 高齢者になった時の住まいへの不安の有無(地域別)(SA)

約54%が高齢者になった時の住まいへの不安を抱いている



図Ⅱ-2-2-1 高齢者になった時の住まいへの不安の内容(地域別)[不安のある世帯](MA)

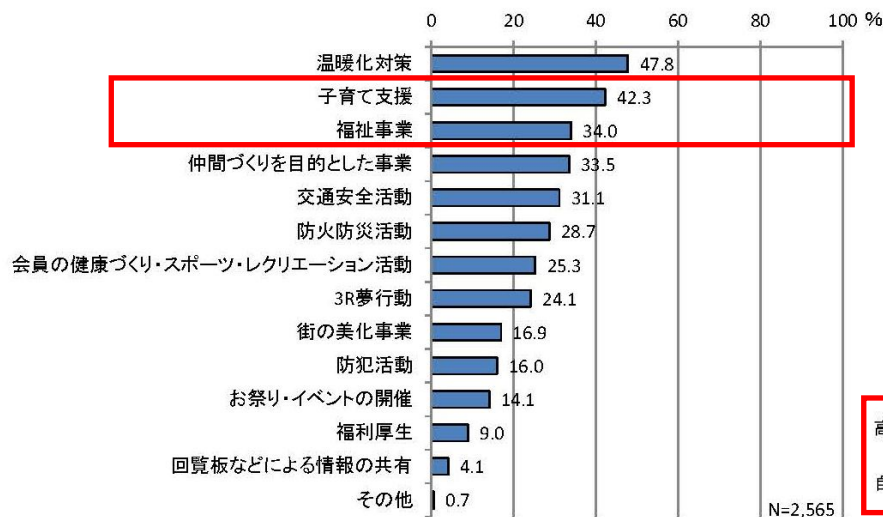
多様な住宅種別、選択肢の拡大の必要性

【現状と課題】

住民共助の精神は確実に息づいている。

住民共助や地域への貢献について(横浜市)

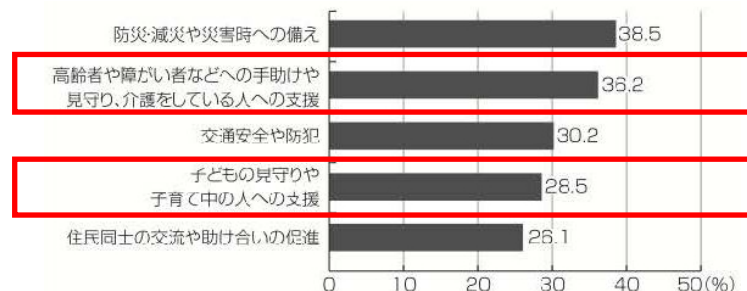
今後さらに力を入れていきたい分野



出典:平成24年度 横浜市自治会町内会・地区連合町内会 アンケート調査報告書

既存自治体活動でも今後力を入れていきたい分野として「子育て支援」「福祉事業」が上位となっている

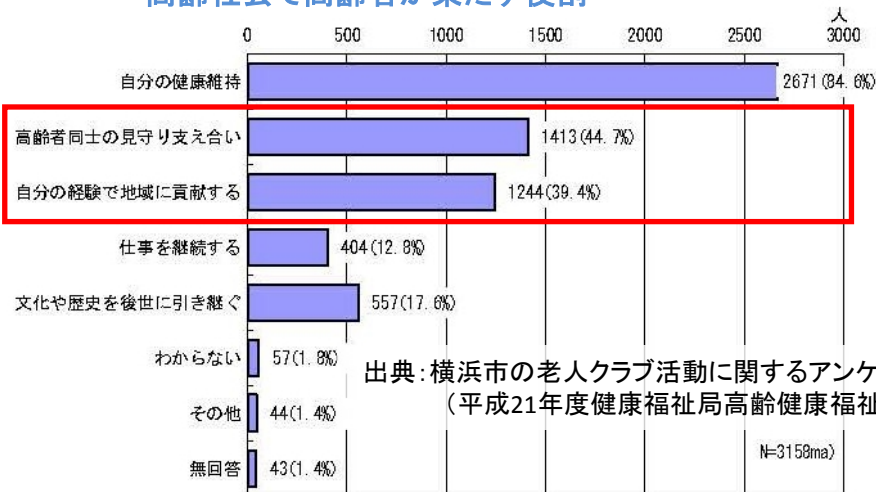
住民自身が取り組むべき地域の課題(上位5項目)



出典:平成26年度 横浜市民意識調査

自分の周辺や地域への貢献を考えている

高齢社会で高齢者が果たす役割



出典:横浜市の老人クラブ活動に関するアンケート (平成21年度健康福祉局高齢健康福祉課)

多様な住宅種別、選択肢の拡大に対応した施策の概要

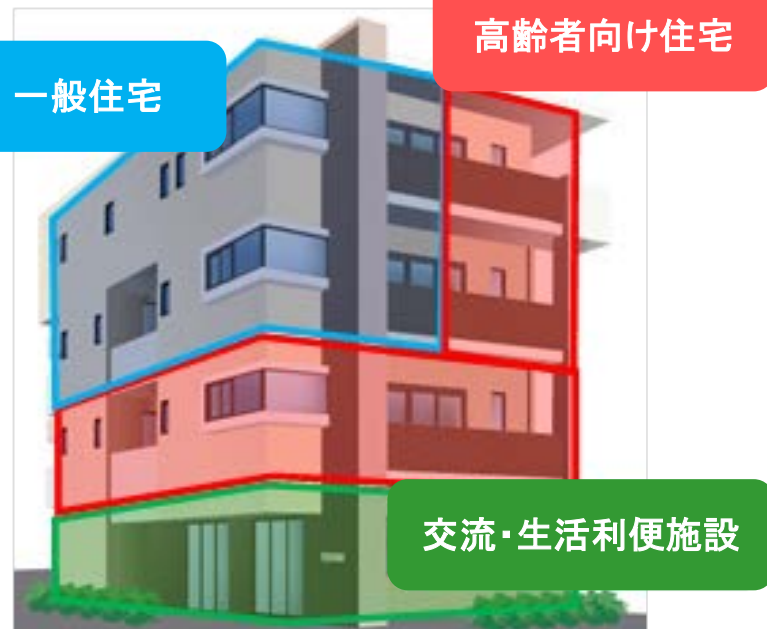
よこはま多世代・地域交流型住宅

【対応】 単身高齢者が安心して地域に住み続けるためには、子育て世代等の若い世代の住民を含む、地域とのつながりが必要

【施策】 多世代が集まり助け合える高齢者向け賃貸住宅として、
「よこはま多世代・地域交流型住宅」を整備

<主な特徴>

- ・高齢者が安心して利用できる価格の設定など、多世代が入居できるよう、各入居者の特性に配慮した住まいの整備
- ・入居者間や、入居者と地域住民間の交流を促進する機能、設備の設置
- ・医療介護施設、商店、生活支援サービスなどの設置



よこはま多世代・地域交流型住宅

よこはま多世代・地域交流型住宅

公有地(市有地)を活用した住宅の整備

- 民間事業者が整備・運営を行う
- 事業者は、公募を実施のうえ、市の附属機関による審査を行い決定

民有地を活用した住宅の整備

- 民間事業者が整備・運営を行う。
- 事業者は、市の附属機関で定めた審査基準「よこはま多世代・地域交流型住宅認定制度」に基づき、市が認定

多様な住宅種別、選択肢の拡大に対応した施策の概要

よこはま多世代・地域交流型住宅

「よこはま多世代・地域交流型住宅認定制度」認定制度 ※平成28年6月創設予定

(1) 対象となる住宅

- 多世代が入居できるよう、高齢者が安心して生活できる適切な価格の賃貸住宅など、入居者の特性に配慮した住まいが整備されていること
- 入居者同士や周辺地域住民との交流に配慮した機能・設備が備わっていること
- 介護・医療施設、食料品・日用品の商店や日常生活を支えるサービスなど、高齢者等が住みやすい環境が整っていること

(2) 整備の促進(事業者のメリット等)

- 認定した住宅を本市ホームページに掲載するなど、広く市民に周知
- 事業者の地域交流に対し、情報提供などの支援を実施
- 住宅の整備計画に対応した柔軟な認定手続により、事業者の負担感を軽減
- 事業者が具体的に事業イメージを持てるよう、パンフレットによる周知を実施
- 一定の基準等を満たした住宅は、市街地環境設計制度による容積率割増等の対象とする ※建築審査会で承認される必要あり

多様な住宅種別、選択肢の拡大に対応した施策の概要

よこはま多世代・地域交流型住宅

公有地(市有地)を活用した整備事例①

ココファン横浜鶴見

- ・鶴見会館跡地を利用(鶴見区鶴見中央三丁目1205番1)
- ・平成27年4月1日完成



- ・ サービス付き高齢者向け住宅と、一般世帯向け賃貸住宅が、一つの建物の中に併存
- ・ クリニック、薬局、介護施設、コンビニエンスストア、学習塾が建物内に併設

多様な住宅種別、選択肢の拡大に対応した施策の概要

よこはま多世代・地域交流型住宅

公有地(市有地)を活用した整備事例②

緑区十日市場センター地区

- ・持続可能な住宅地モデルプロジェクトの一つ
- ・市有地(緑区十日市場町1501番7外)を活用して事業者を公募
- ・平成31年度完成予定(20、21街区)

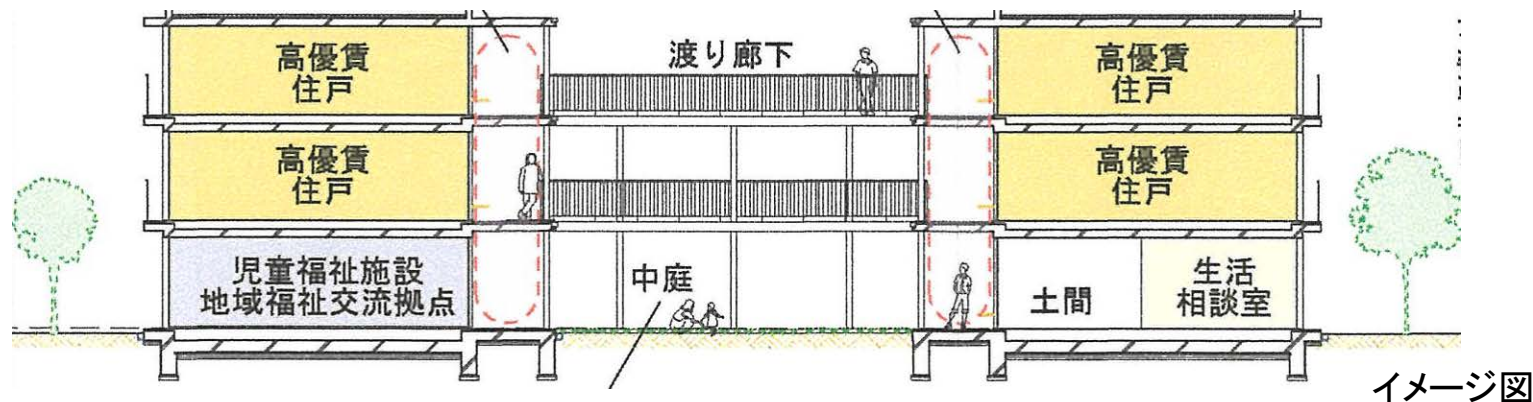


- ・サービス付き高齢者向け住宅と高齢者向け優良賃貸住宅、多世代向け分譲住宅等が地区内に併存
- ・保育所、コミュニティスペース・カフェ、ミニスーパー、デイサービス等の生活サービス施設を設置

その他の多世代型住宅

高優賃と子育てりぶいんの合築

- ・所在地(港北区大豆戸町)
- ・平成29年2月入居開始予定



- ・ 家賃補助付きの「高齢者向け地域優良賃貸住宅」(高優賃)と「子育て世帯向け地域優良賃貸住宅」(子育てりぶいん)の合築
- ・ 屋内外をつなぐゆとりのエンガワ(廊下)や、中庭・畑など交流の場となる緑地空間も充実
- ・ 生活相談や見守りなどの高齢者向け施設サービスの他、地域の子育て支援のため交流施設や子育て支援施設(予定)を導入
- ・ 計画当初から地域と連携し、前記施設・空間も利用しながら入居高齢者のみの閉じた施設とならないよう地域に開放するプログラムを計画

その他の多世代型住宅

平成27年度 高優賃事業者募集

- ・新たに子育て支援施設や子育て世帯向け住宅の導入等を評価し、多世代型住宅を誘導

【選定物件概要】

所在地	戸数	施設の特徴
●戸塚区品濃町	92+59	子育て世帯向け住宅(59戸)と合築、金融機関・クリニックモール併設
●港南区日野	12+2	子育て世帯向け地域優良賃貸住宅(2戸)を導入
●保土ヶ谷区帷子町	42	地域活動拠点の導入と一体的に屋外交流広場設置
●磯子区中原	36	歯科医院,店舗併設(生活利便施設等)

多様な住宅種別、選択肢の拡大に対応した施策の概要

その他の多世代型住宅

横浜市住宅供給公社の取組事例

横浜MIDベースタワーレジデンス

- ・「環境に配慮した持続可能な住宅地モデルの構築」の具現化への取組み
- ・様々なスタイルの住生活や地域課題の解決に向けた生活支援サービス機能を備えた複合建築物
- ・所在地(横浜市西区花咲町6-143)
- ・平成29年12月竣工・引渡し(予定)



※イメージパース

整備計画

(1) 分譲住宅

子育て世帯や高齢者などの幅広い世帯に配慮した施設が整った分譲住宅

(2) 医療・福祉施設、子育て支援施設

子育て支援施設、医療施設、地域コミュニティを育める施設

(3) 商業施設

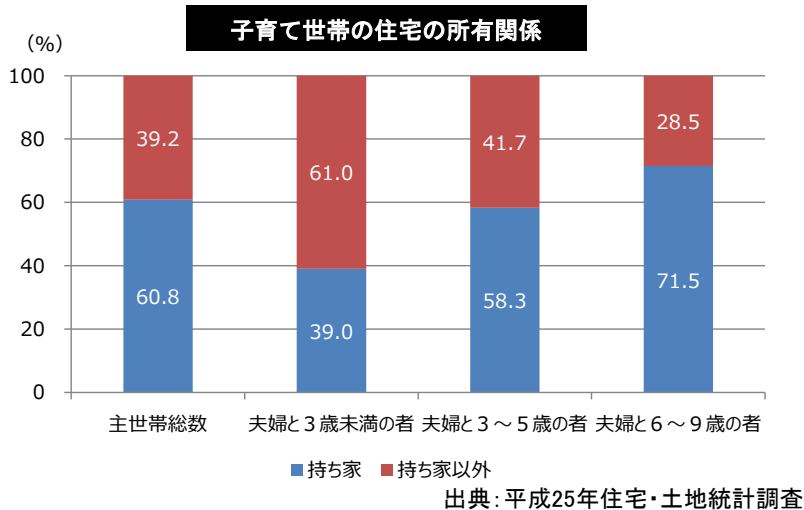
主にスーパーマーケット等の食品・物販施設



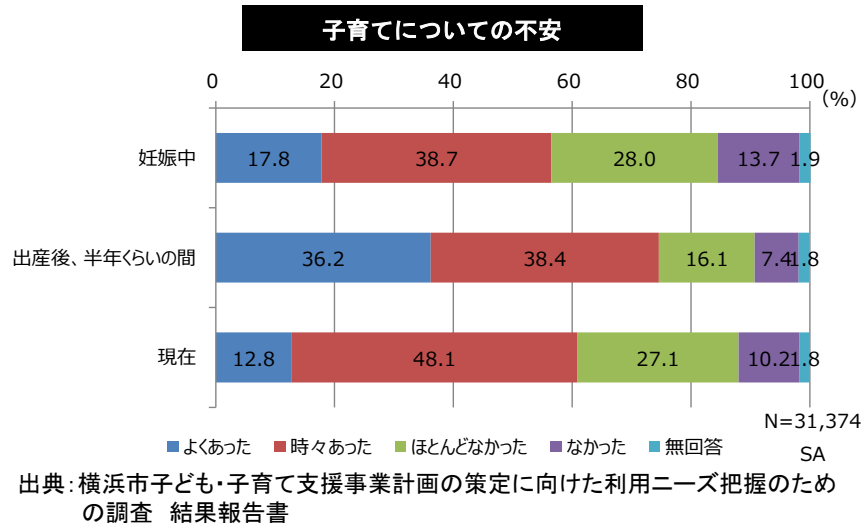
参考資料

子育て世帯の住まいに関するデータ

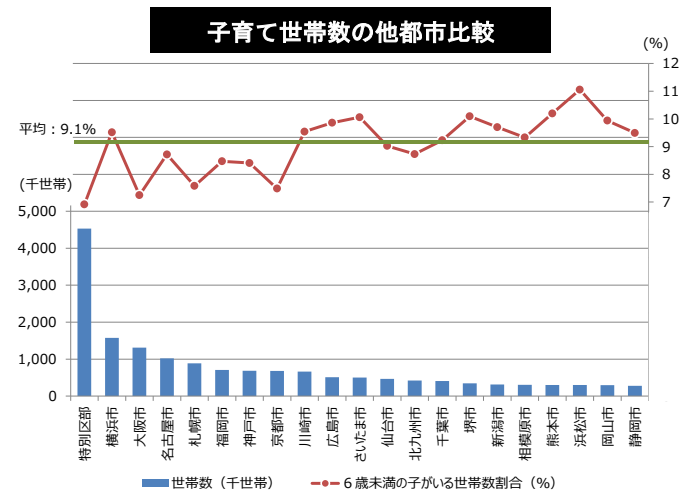
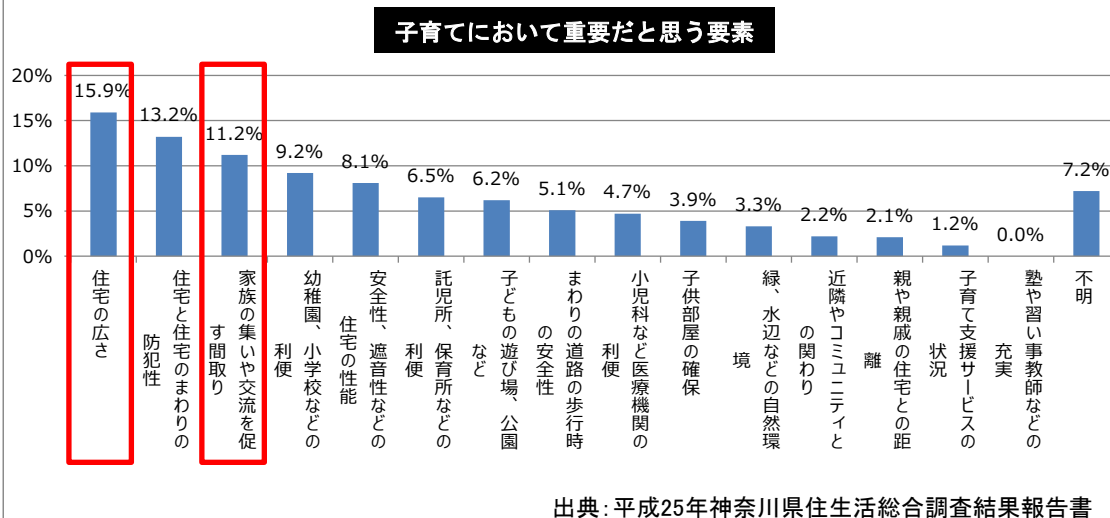
子どもが小さい世帯は借家住まいが多い



子育て世帯の5割は不安を感じる傾向



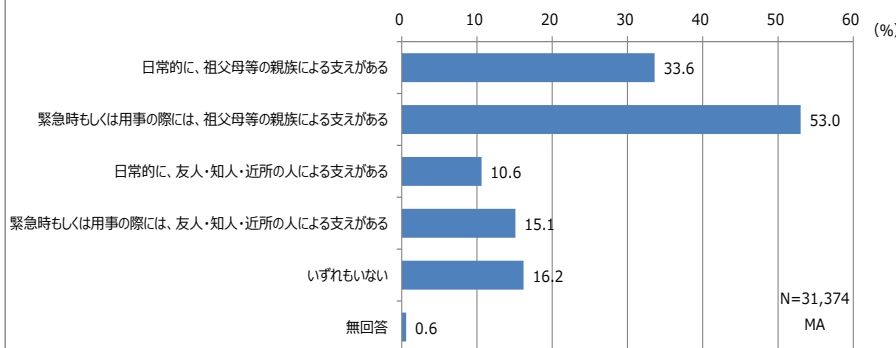
子育てにおいて住宅に関するニーズが多い



子育て世帯の住まいに関するデータ

子育ての支えとして祖父母の存在がある

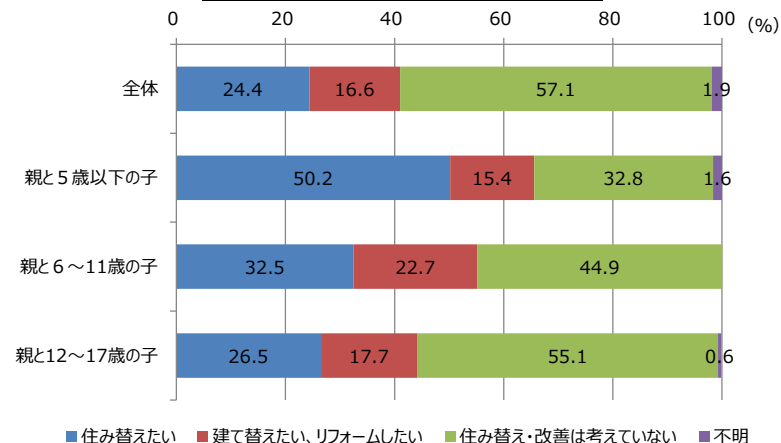
子育てに対する周囲からの支え



出典：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 結果報告書

子どもの年齢が低いほど住替えの意向が多い

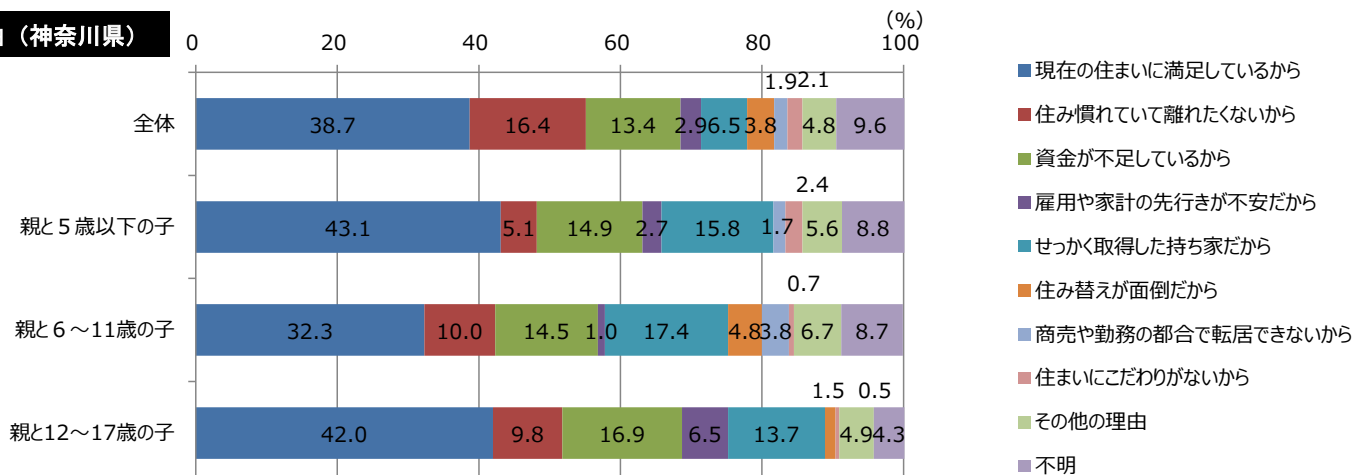
今後の住替え・改善の意向



出典：平成25年神奈川県住生活総合調査結果報告書

全体に比べ子育て世代は、資金の不足により住み替えを躊躇する割合が高い

住替え・改善の意向がない理由（神奈川県）



出典：平成25年神奈川県住生活総合調査結果報告書

横浜市地域子育て応援マンション



横浜市地域子育て 応援マンション



横浜市では、住宅の広さや遮音性、バリアフリー等の住宅性能を満たし、保育所などの地域向け子育て支援施設を併設したマンションを、「横浜市地域子育て応援マンション」として認定しています。



認定マンションの種類

目 住まい&子育て支援施設 認定マンション

子育てにやさしい住まいとして住宅の性能基準を満たし、保育所などの地域向け子育て支援施設を併設したマンション



目 子育て支援施設 認定マンション

保育所などの地域向け子育て支援施設を併設したマンション



認定マンションの特長

目 子育てにやさしい住まい

子育てファミリーへのアンケート結果を取り入れた横浜市の認定基準で、子育てにやさしい住まいをチェック

- 住戸面積
子育てに必要な一定の広さを確保した居住空間
- バリアフリー
※「住まい子育て支援施設」認定マンションの場合のみ
敷地・共用部、住戸内の段差をなくし、ベビーカーなどでの移動にやさしい設計
- 遮音性
※「住まい子育て支援施設」認定マンションの場合のみ
床の厚みがあり、足音など下の階に伝わる音に配慮した設計
- 推奨項目
この他、安全や防犯、住みやすさなどについて推奨項目としています。
どの項目を満たしているか、横浜市のホームページから物件ごとの比較ができます。

目 地域向けの子育て支援施設を併設

子育て支援施設を併設して、地域の皆様の子育てをサポート

- 認可保育所、横浜保育室、横浜市家庭的保育事業、放課後児童クラブ
保護者の委託を受けて、保育や児童の育成を実施する施設
(※ご注意：マンション居住者の方が優先的に入所できることを保証するものではありません。)
- 地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場
未就学の子どもと保護者に、親子の居場所の提供や子育てに関する相談・情報提供などを行う施設
- 医療施設(小児科等)

ヒルズ南戸塚



< 住宅の基準 >

必須項目

住戸面積	55㎡以上の住戸が全体の4分の3以上
バリアフリー化	敷地・共用部の廊下・各住戸内の段差なし、エレベーターの設置 ※「子育て支援施設」認定マンションを除く
遮音性	床スラブ厚200mm以上 ※「子育て支援施設」認定マンションを除く

推奨項目

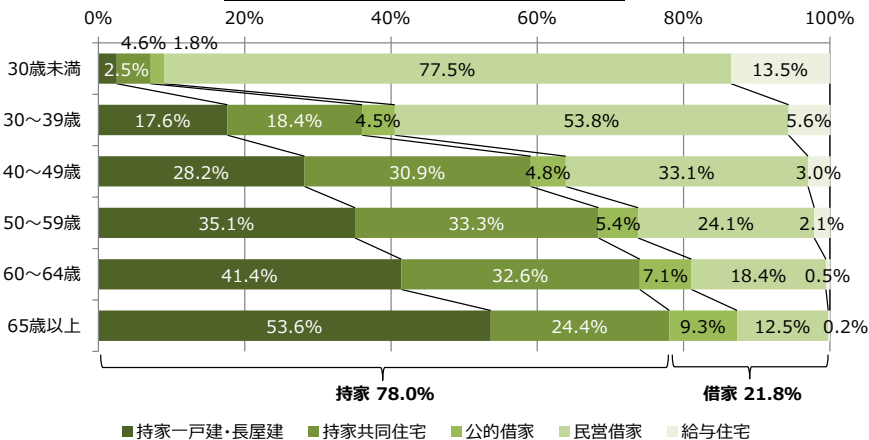
建物の構造躯体等	上下階の遮音に特に配慮されていること 集会所やキッズルームなどの共用施設があること
建物の配置計画等	敷地内に子どもが遊べる広場があること 敷地内が緑化されていること 周りの道路が安全に歩行できること
プランや設備面の配慮	建具が指をはさみにくい仕様になっていること バルコニーにシンクが設置されていること 玄関の土間が広く、ベンチが設置できたり、ベビーカーを置くスペースがあること 子どもの成長に合わせて、間仕切りできるなどプランニングの工夫ができること 押入れ、物置、その他収納のための空間が多いこと
防犯への配慮	窓に防犯対策が施されていること 第三者が容易に共用部に進入できないこと 監視の目が行き届くこと

※立地、敷地の規模などにも一定の要件があります。

高齢者世帯の住まいに関するデータ

65歳以上の持ち家率は約8割

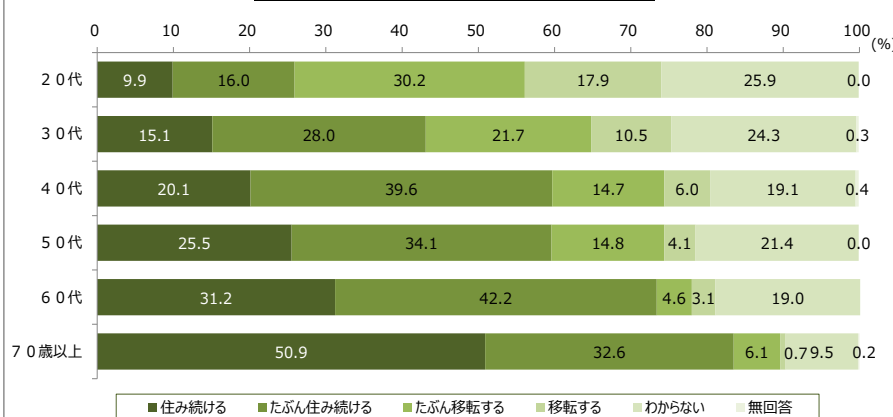
年齢別の住宅の所有関係



出典：平成25年住宅・土地統計調査

年齢が上がるにつれて今の住まいに住み続けたいという傾向にある

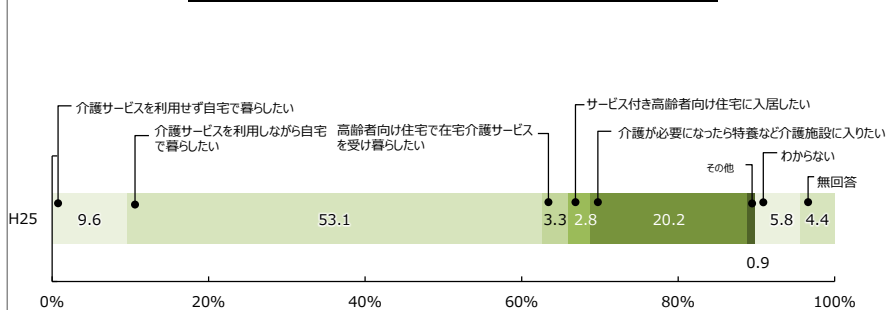
現地定住意向



出典：平成27年横浜市市民意識調査

介護サービスを利用しながら自宅で暮らしたいと考えている方は5割以上

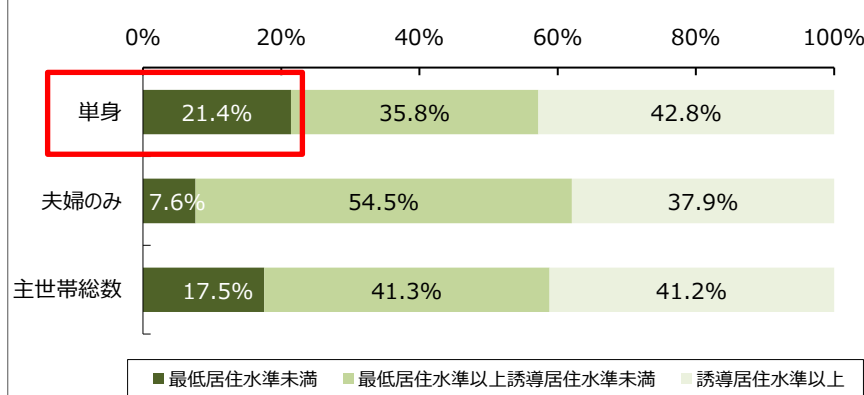
介護サービスと住まいに対する考え方の状況



出典：平成26年横浜市市民意識調査

借家に住む高齢単身者の2割は最低居住面積水準未満

高齢者がいる世帯の居住水準（借家）

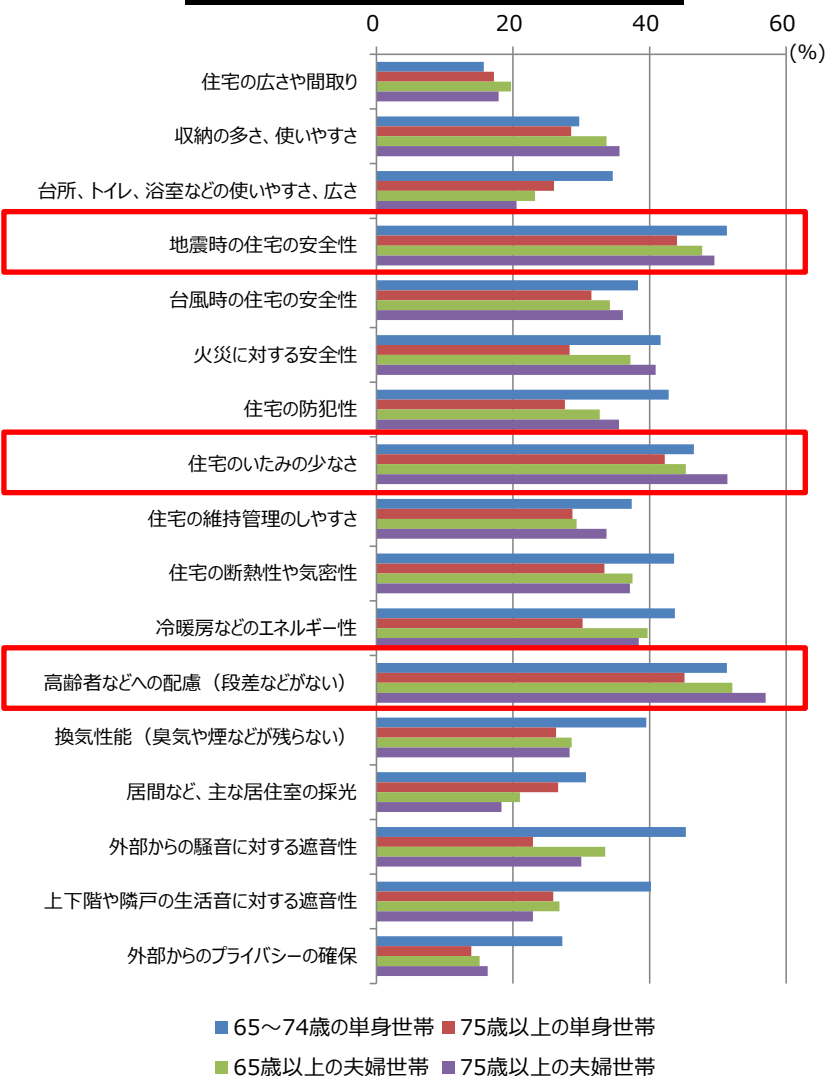


出典：平成25年住宅・土地統計調査

高齢者世帯の住まいに関するデータ

住宅の耐震・老朽・バリアリ化が課題

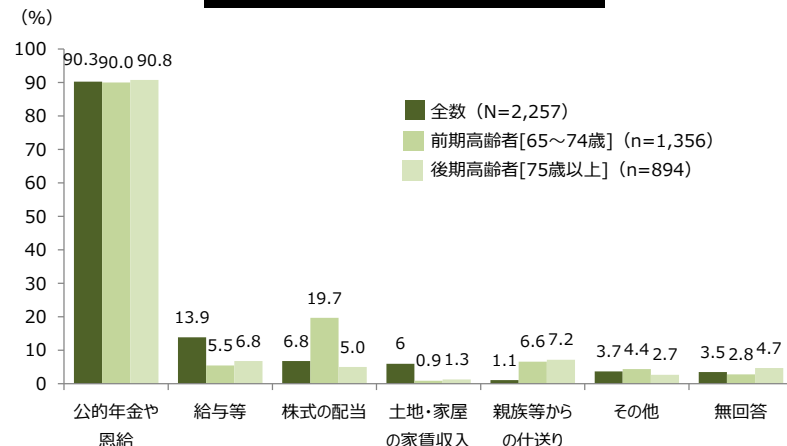
住宅の各要素に対する不満率（神奈川県）



出典：平成25年神奈川県住生活総合調査 結果報告書

高齢者の定期的な収入源は年金

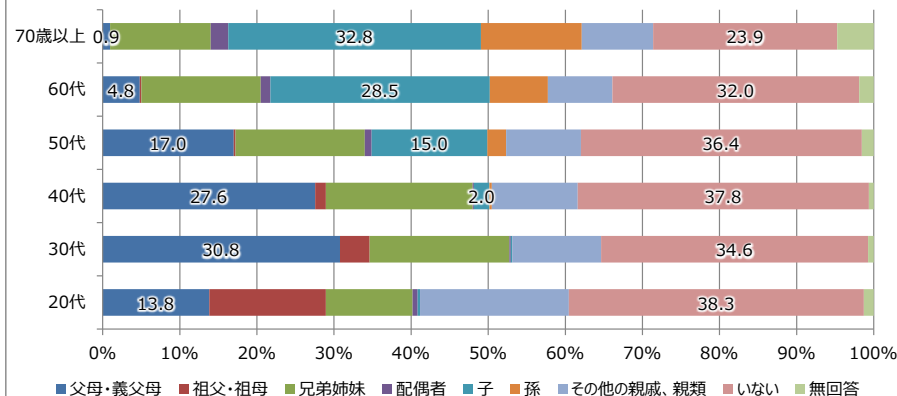
定期的な収入源



出典：平成25年横浜市高齢者実態調査

各年代で一定程度の親子との近居がある

近居の状況

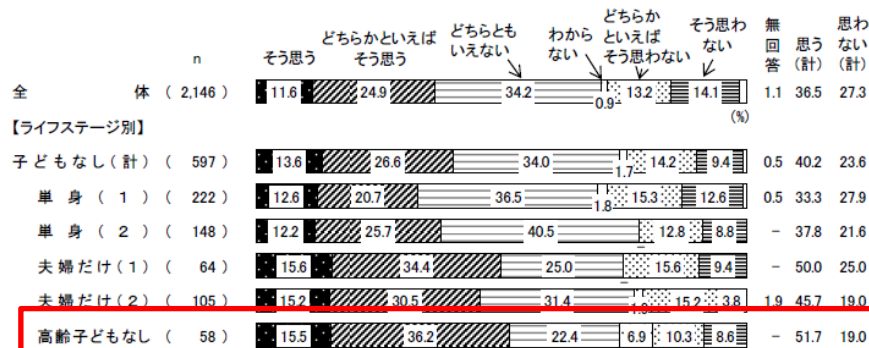


出典：平成24年横浜市民意識調査

高齢者世帯の住まいに関するデータ

高齢で子どもがない世帯では近隣との関係はあまり干渉しない方が暮らしやすいが5割超

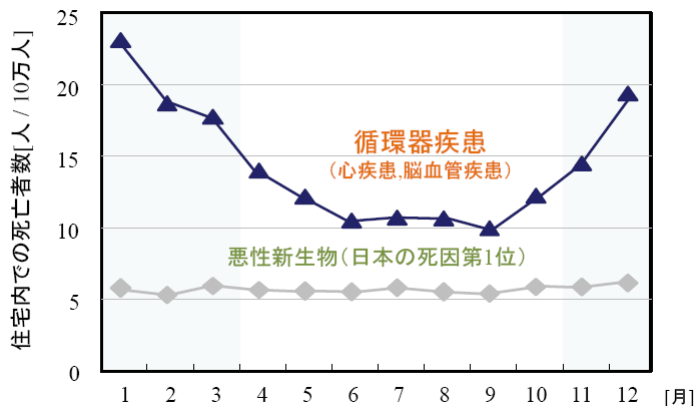
住まいに関する価値観（近隣との関係について）



出典：平成27年横浜市市民意識調査

住宅内の寒さを改善すれば循環器疾病予防につながる可能性がある

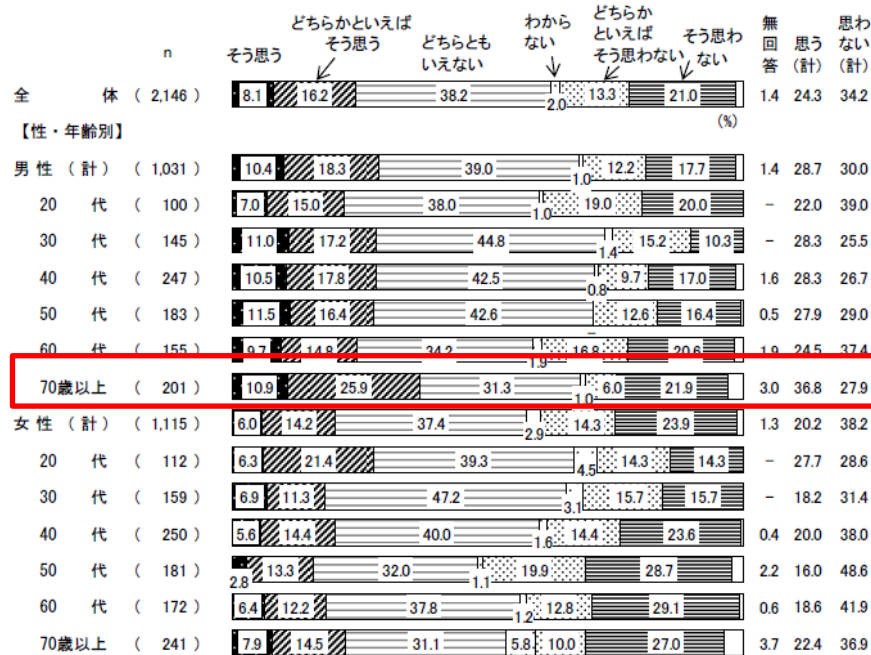
1年間の住宅内での死亡者の推移



出典：慶応義塾大学 伊香賀教授資料より

70歳以上の男性では都会より多少不便でも静かな郊外での居住を望む人が増える

住まいに関する価値観（郊外居住について）

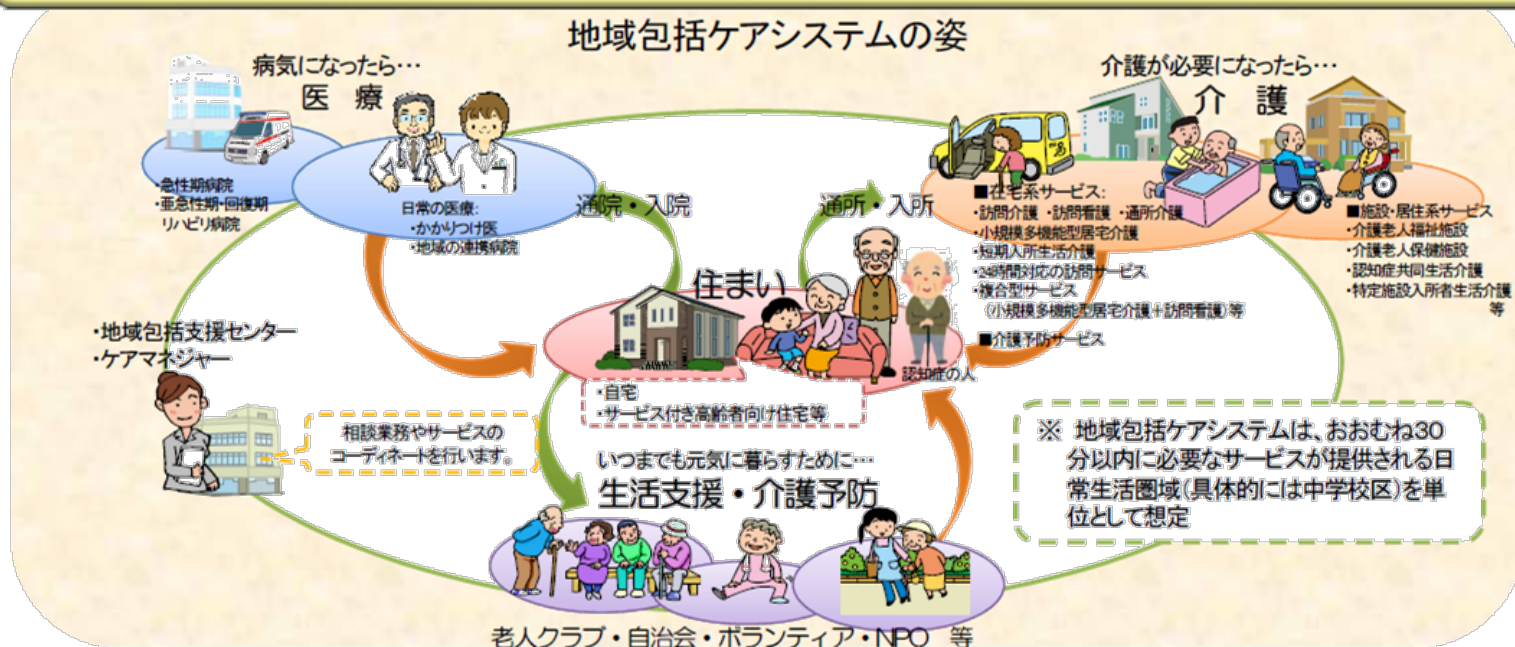


出典：平成27年横浜市市民意識調査

地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



高齢者世帯を対象にした施策の概要

スマートウェルネス住宅・シティの実現

○2050年には高齢者人口が全人口の4割を占める超高齢社会が到来。

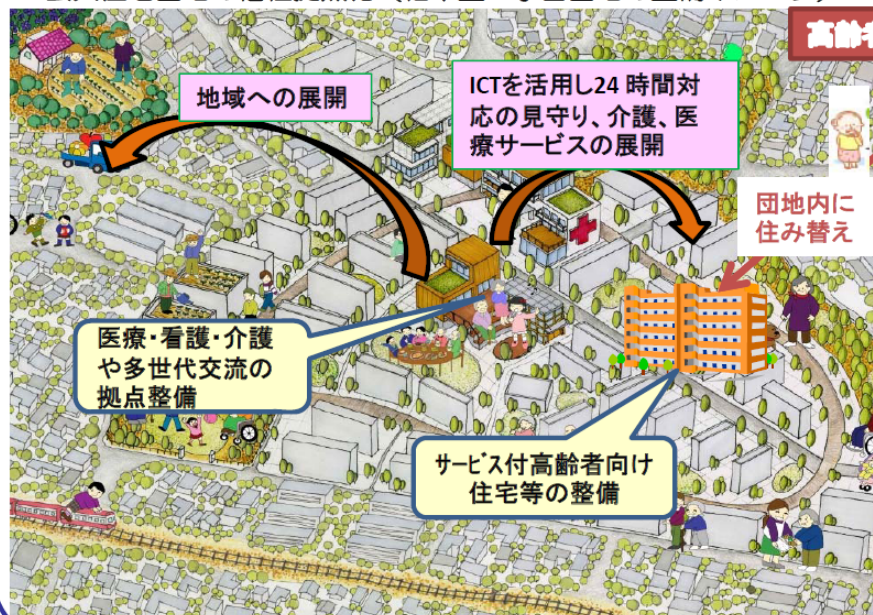
➔ 高齢者をはじめ多様な世代がまちで交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現する。

◆スマートウェルネス住宅・シティの考え方

○既存の「高齢者対応」の概念を超え、省エネ、バリアフリー、生活拠点集約化等、安全で安心、健康に暮らせる住宅・まちづくりを実現。その際、ICTも活用

○サービス付高齢者向け住宅等の整備とあわせ、高齢者等が保有する住宅・宅地資産を活用・資金化(リフォーム、不動産の流通促進)

公共住宅団地の福祉拠点化 (柏市豊四季台団地の整備イメージ)



高齢者の住み替え・資産活用支援

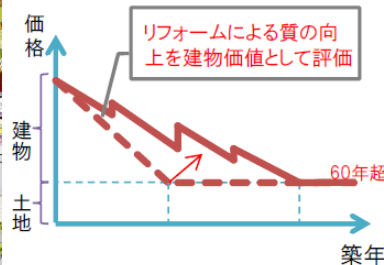


賃貸等で活用



子育て世帯等

高齢者の保有する不動産の流通促進、有効活用



・既存住宅の建物評価の見直し、インスペクションや保険等、住宅を活用・流動化する仕組みづくり

・宅地建物取引業者と関連業者(リフォーム・建物検査)との連携強化によるワンストップサービス等のビジネスモデル構築の支援

高齢者世帯を対象にした施策の概要

「サービス付き高齢者向け住宅」の供給支援

国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者住まい法」に基づく制度*です。

高齢者にふさわしいハード

- バリアフリー構造
- 一定の面積、設備

安心できる見守りサービス

- ケアの専門家による
- 安否確認サービス
 - 生活相談サービス

- 1 登録は、都道府県・政令市・中核市が行い、事業者へ指導・監督を行います。
- 2 家賃やサービスなど住宅に関する情報が開示されることにより、自らのニーズにあった住まいの選択が可能となります。
(サービス付き高齢者向け住宅では、安否確認・生活相談サービス以外の介護・医療・生活支援サービスの提供・連携方法について様々なタイプがあります。)

規模・設備

- 各専用部分の床面積は、原則25㎡以上
(ただし、居間、食堂、台所そのほかの住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は18㎡以上)
- 各専用部分に、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたものであること
(ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備または浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、各戸に台所、収納設備または浴室を備えずとも可)
- バリアフリー構造であること



段差のない床

手すりの設置

廊下幅の確保

サービス

安否確認サービスと生活相談サービスが必須のサービスです。ケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐し、これらのサービスを提供します。



ケアの専門家

- 社会福祉法人・医療法人・指定居宅サービス事業所等の職員
- 医師 ●看護師 ●介護福祉士 ●社会福祉士 ●介護支援専門員
- 介護職員初任者研修課程修了者

これらのサービスの他に、介護・医療・生活支援サービスが提供・併設されている場合があります。どういったサービスが利用可能なのか、入居前に事業者の方からの説明を聞き、比較検討することが大切です。

補助

「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、住宅・施設の建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行います。

(サービス付き高齢者向け住宅整備事業)

対象	登録されたサービス付き高齢者向け住宅等
補助額	建設費の1/10 改修費の1/3 (国費上限100万円/戸)
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス付き高齢者向け住宅に10年以上登録すること ●入居者の家賃が近傍同種の住宅の家賃とバランスがとれていること ●家賃等の徴収方法は前払方式に限定されていないこと ●事業に要する資金の調達が確実であること

税制

平成27年3月31日まで(所得税・法人税については平成28年3月31日まで)の間に、「サービス付き高齢者向け住宅」を新築または取得した場合、所得税・法人税の割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置が適用されます。

(適用要件の詳細は、租税特別措置法及び地方税法をご確認ください。)

	所得税・法人税	固定資産税	不動産取得税
内容	5年間割増償却40% (耐用年数35年未満のものは28%) *ただし、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等したものの割増償却率は半分	5年間税額を2/3軽減 (土地は含みません)	家屋：課税標準から1,200万円控除/戸 土地：家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価額等を減額
主な要件	床面積	25㎡以上/戸(専用部分のみ)	30㎡以上/戸(共用部分含む)
	戸数	10戸以上	5戸以上
	構造	—	主要構造部が耐火構造または準耐火構造であること等
その他	—	国または地方公共団体から建設費補助を受けていること	国または地方公共団体から建設費補助を受けていること

融資

住宅金融支援機構において、「サービス付き高齢者向け住宅」としての登録を受ける賃貸住宅の建設に必要な資金、当該賃貸住宅に係る改良に必要な資金または当該賃貸住宅とすることを目的とする中古住宅の購入に必要な資金への融資を実施します。

詳しくは住宅金融支援機構のホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) をご覧ください。

横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業



居住者の高齢化が進むマンションについて、安全・円滑な移動をサポートするため、廊下や階段など共用部分の段差解消等のバリアフリー整備費用の一部を補助します。

【対象となるマンション】

横浜市内にある分譲マンションで、バリアフリー化等工事(※)を行うこと及びその経費について、マンション管理組合の規約に基づき決議が行われているマンション管理組合

※ 傾斜路、手すり、昇降機を新たに設置する工事で、別表の基準を満たすもの。

(寸法等は、横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを参照のこと)

【補助率及び補助金額】

バリアフリー化等工事に要する費用の3分の1

(千円未満の端数切り捨て)

※ 1管理組合当たり30万円を限度とします。

※ 手すり設置に係る工事の場合は1管理組合当たり30万円又は住戸1戸当たり8,000円のうち低い額を限度とします。



横浜市高齢者住替え促進事業

ポータルサイト

「横浜市高齢者住替え促進事業YOKOHAMA SUMIKAE」



・[サイトポリシー](#) ・[サイトマップ](#)

高齢者の方 住替えのご案内 | 子育て世帯の方 住替えのご案内 | [窓口・お問い合わせ](#) | [事業者の方へ](#)

高齢者の方、一人一人に合った住替えを支援します。

高齢者の方の住替え
住替えのご相談、住宅・施設情報のご案内、持ち家の賃貸による住替え。

子育て世帯の方の住替え
高齢者の方の持ち家を借りて住替える。

多様な高齢者向け優良賃貸住宅をつくる

- [住宅事業者の方](#)
- [生活支援サービス事業者等の方](#)
- [情報交流制度について](#)

■お知らせ

- ・2016.04.15 [ゴールデンウィークの休業](#)
- ・2012.01.07 [子育て世帯向け住宅募集中\(横浜市泉区\)](#)
- ・2012.01.06 [高齢者の方の持ち家を活用した住替え](#)
- ・2012.01.06 [高齢者向け優良賃貸住宅の供給のための事業者の方へ](#)

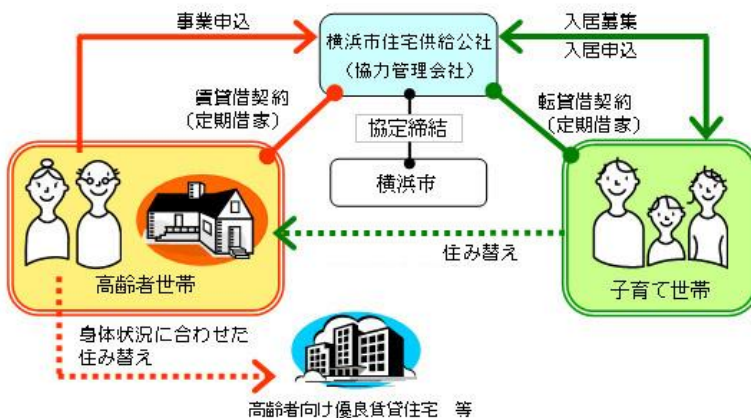
お問い合わせ窓口 横浜市住宅供給公社 045-451-7761

COPYRIGHT (C) 2006 横浜市住宅供給公社

【事業内容】

住替えを希望されている高齢者が所有する住宅を、子育て世帯に安い家賃で賃貸をしていただく「住替え支援モデル事業」を実施しています。

高齢者が所有する住宅は、横浜市と協定を結んだ横浜市住宅供給公社(協力管理会社)がお借りし、子育て世帯へ転貸します。この事業を活用していただくことで、高齢者は、賃貸借における煩雑な管理業務等がなくなるとともに、横浜市高齢者向け優良賃貸住宅に優先的に入居していただくことができます



ハウスクエア横浜

横浜市の関連団体である「日本住情報交流センター」が運営する、住まいに関する全ての情報が集まった総合施設。この施設は、単なる住宅関連メーカーショールームの複合施設ではなく、住生活の充実を目的として設立された、長期的・公益的な視点に基づく住文化創造の場として「住文化の創造」、「経済の振興」、「街づくりへの貢献」の3点をコンセプトとしています。



【事業内容】

- ◇住まいづくり及び住生活に関する情報サービスの提供、総合相談、コンサルティング業務
- ◇モデル住宅、住宅設備、住宅部材等の展示
- ◇住まいづくり及び住生活に関するイベント、シンポジウム、セミナーの開催
- ◇建築家、インテリアデザイナー等の専門家の業務サポート